



佐賀県公報

平成17年
5月6日
(金曜日)
第12600号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(二五九・長寿社会課)	一
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(二六〇・)	三
○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定	(二六一・)	四
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	(二六二・)	五
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止	(二六三・)	五
◎佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱の一部改正	(二六四・生産者支援課)	五
◎佐賀県農業近代化資金利子補給金交付要綱の一部改正	(二六五・)	五
○道路の区域の変更	(二六六・道路課)	五
○道路の供用開始	(二六七・)	六
○道路の区域の変更	(二六八・)	六
○道路の供用開始	(二六九・)	六
○道路の供用開始	(二七〇・)	七
公 告		
○基本測量の実施	(土地対策課)	七
○	(七
○都市計画の変更に伴う関係図書の写しの縦覧	(まちづくり推進課)	七
○開発行為に関する工事の完了	(七
○	(七
○土地改良区役員の就任届	(農地整備課)	八
○	(八
○	(九
○	(九
○七山村営林の上地区土地改良事業施行決定	(九

○ 告 示

◎佐賀県告示第二百五十九号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十七年五月六日

佐賀県知事 古川 康

- 一 (一) 指定年月日 平成十七年四月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 橋本 謙
所在地 三養基郡上峰町大字坊所二百七十六番地一
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 三樹病院通所リハビリテーション明日葉
所在地 三養基郡上峰町大字坊所二百七十六番地一
サービスの種類 指定通所リハビリテーション
- 二 (一) 指定年月日 平成十七年四月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 有会社ヒール
所在地 佐賀郡諸富町諸富津二十番地十七
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 ケアサポート九州
所在地 佐賀市兵庫町湊二千三百九十一番地二
サービスの種類 指定福祉用具貸与
- 三 (一) 指定年月日 平成十七年四月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 医療法人なごみ会
所在地 唐津市大名小路五番三号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

ア 名称 医療法人なごみ会酒井医院デイサービスなごやか

所在地 唐津市鎮西町名護屋四千九十八番地

サービスの種類 指定通所介護

イ 名称 医療法人なごみ会酒井医院グループホームなごやか

所在地 唐津市鎮西町名護屋四千九十八番地

サービスの種類 指定痴呆対応型共同生活介護

四 (一) 指定年月日 平成十七年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人あんどいんおうち

所在地 唐津市相知町中山四千二百八十番地十七

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 NPOあんどいんおうち宅老所楽デイサービス

所在地 唐津市相知町中山四千二百九十四番地一

サービスの種類 指定通所介護

五 (一) 指定年月日 平成十七年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社コムスン

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

ア 名称 株式会社コムスン唐津西ヶアセンター

所在地 唐津市鎮西町名護屋四千六百四十一番地一

サービスの種類 指定訪問介護

イ 名称 株式会社コムスン多久厳木ヶアセンター

所在地 多久市北多久町小侍千二百五十一番地一

サービスの種類 指定訪問介護

ウ 名称 株式会社コムスン武雄杵島ヶアセンター

所在地 武雄市武雄町武雄八千十四番地一

サービスの種類 指定訪問介護

エ 名称 株式会社コムスン佐賀広域訪問入浴センター

所在地 杵島郡北方町志久二番地一

サービスの種類 指定訪問入浴介護

六 (一) 指定年月日 平成十七年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社アメニティライフ山口企画

所在地 粕屋郡志免町桜丘三丁目三十五番七号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホームマープルくらのうえ

所在地 鳥栖市蔵上三丁目三百四

七 (一) 指定年月日 平成十七年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社ジーバ

所在地 武雄市橘町永島一万六千八百七番地三

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 株式会社ジーバ

所在地 武雄市橘町永島一万六千八百七番地三

サービスの種類 指定福祉用具貸与

八 (一) 指定年月日 平成十七年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人余暇センターきたじま

所在地 鹿島市大字高津原千九百九十三番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 特定非営利活動法人余暇センターきたじま宅老所鹿城デイサー

ビス

- 所在地 鹿島市大字高津原千百九十三番地
サービスの種類 指定通所介護
- 九 (一) 指定年月日 平成十七年四月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人敬愛会
所在地 神埼郡三瀬村大字三瀬三十八番地一
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
ア 名称 ホームヘルプサービスシルバークエア吉野ヶ里
所在地 神埼郡三田川町大字吉田千四百九十三番地一
サービスの種類 指定訪問介護
イ 名称 デイサービスシルバークエア吉野ヶ里
所在地 神埼郡三田川町大字吉田千四百九十三番地一
サービスの種類 指定通所介護
ウ 名称 短期入所生活介護事業所シルバークエア吉野ヶ里
所在地 神埼郡三田川町大字吉田千四百九十三番地一
サービスの種類 指定短期入所生活介護
- 十 (一) 指定年月日 平成十七年四月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 有限会社ハートフル和み
所在地 神埼郡千代田町渡瀬四百六十七番地三
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 和みの家よかとこ
所在地 神埼郡千代田町渡瀬四百六十七番地三
サービスの種類 指定通所介護
- 十一 (一) 指定年月日 平成十七年四月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人未来

- 所在地 三養基郡みやき町大字西島二千七百三十番地一
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 花のみねホームヘルプサービスーション
所在地 三養基郡みやき町大字西島二千七百三十番地一
サービスの種類 指定訪問介護
- 十二 (一) 指定年月日 平成十七年四月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 株式会社光樹
所在地 西松浦郡有田町中部丙四百三十三番地一
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 グループホーム光樹の杜
所在地 西松浦郡有田町中部丙四百三十三番地一
サービスの種類 指定痴呆対応型共同生活介護
- 十三 (一) 指定年月日 平成十七年四月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 特定非営利活動法人宅老所湯の田
所在地 藤津郡嬉野町下宿丙二番地一
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 特定非営利活動法人宅老所湯の田
所在地 藤津郡嬉野町下宿丙二番地一
サービスの種類 指定通所介護
- 佐賀県告示第二百六十号
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十六条第一項に規定する指定
居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。
平成十七年五月六日

佐賀県知事 古川 康

- 一 (一) 指定年月日 平成十七年四月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 有限会社トランスポート
所在地 佐賀市新郷本町十九番十八号
- (三) 事業所の名称及び所在地
名称 居宅介護支援事業所アスク
所在地 佐賀市新郷本町十九番十八号
- 二 (一) 指定年月日 平成十七年四月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 有限会社コミュニティネット
所在地 唐津市二夕子二丁目七番五十五号
- (三) 事業所の名称及び所在地
名称 居宅介護支援事業所げんき
所在地 唐津市神田二百十番地
- 三 (一) 指定年月日 平成十七年四月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 医療法人なごみ会
所在地 唐津市大名小路五番三号
- (三) 事業所の名称及び所在地
名称 医療法人なごみ会酒井医院ケアマネジメントサービスなごみやか
所在地 唐津市鎮西町名護屋四千九百九十八番地
- 四 (一) 指定年月日 平成十七年四月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 医療法人謙仁会
所在地 伊万里市二里町八谷搦十三番地五
事業所の名称及び所在地

- 五 (一) 指定年月日 平成十七年四月一日
 - (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 有限会社クレインズ
所在地 神埼郡神埼町大字永歌二千十五番地一
 - (三) 事業所の名称及び所在地
名称 すずらん居宅介護支援事業所
所在地 神埼郡神埼町大字永歌二千十五番地一
 - 六 (一) 指定年月日 平成十七年四月一日
 - (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人敬愛会
所在地 神埼郡三瀬村大字三瀬三十八番地一
 - (三) 事業所の名称及び所在地
名称 居宅介護支援事業所シルバークエア吉野ケ里
所在地 神埼郡三田川町大字吉田千四百九十三番地一
- ◎佐賀県告示第二百六十一号
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。
平成十七年五月六日
- 一 指定年月日 平成十七年四月一日 佐賀県知事 古川 康
 - 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人敬愛会
所在地 神埼郡三瀬村大字三瀬三十八番地一
 - 三 施設の名称及び所在地

名称 特別養護老人ホームシルバーケア吉野ケ里
所在地 神埼郡三田川町大字吉田千四百九十三番地一

●佐賀県告示第二百六十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成十七年五月六日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
訪問介護	ケアサポート楽寿園	伊万里市二里町八谷擲字二本松一二二四番地	平成一七・四・三〇

●佐賀県告示第二百六十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり当該指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成十七年五月六日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	廃止年月日
ケアサポート楽寿園居宅介護支援事業所	伊万里市二里町八谷擲字二本松一二二四番地	平成一七・四・三〇

●佐賀県告示第二百六十四号

佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱(昭和五十三年佐賀県告示第六百十号)の一部を次のように改正する。

平成十七年五月六日

第一条中「漁業近代化資金助成法」を「漁業近代化資金融通法」に改める。
第五条中「その期間中の日数」を「三百六十五」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行し、平成十七年度分の利子補給金から適用する。

●佐賀県告示第二百六十五号

佐賀県農業近代化資金利子補給金交付要綱(昭和五十三年佐賀県告示第六百七十号)の一部を次のように改正する。

平成十七年五月六日

佐賀県知事 古川 康

第一条中「農業近代化資金助成法」を「農業近代化資金融通法」に改める。
第五条中「その期間中の日数」を「三百六十五」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行し、平成十七年度分の利子補給金から適用する。

●佐賀県告示第二百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年五月六日から平成十七年六月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年五月六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		
	区間	変更前後の別	
県道 鳥巢浜崎停車場線	唐津市浜玉町鳥巢字スクノモト 七三九番五七地先から 東松浦郡七山村大字木浦字政ノ 木二八八九番八九地先まで	後	
	唐津市浜玉町鳥巢字スクノモト 七三九番五七地先から 東松浦郡七山村大字木浦字政ノ 木二八八九番八九地先まで	前	
		幅員	
		延長	
		メートル	メートル
		二二八・〇	二二六・〇
		三八・二	八・〇
		二二・〇	八・〇

●佐賀県告示第二百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年五月六日から平成十七年六月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成十七年五月六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 鳥巢浜崎停車場線	唐津市浜玉町鳥巢字スクノモト七三九番五七地先から 東松浦郡七山村大字木浦字政ノ木二八八九番八九地先まで	平成一七・五・六

●佐賀県告示第二百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年五月六日から平成十七年六月六日まで

で佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成十七年五月六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		
	区間	変更前後の別	
県道 伊万里畑川内蔵木線	唐津市相知町平山下字五郎谷一 四一四番地から 唐津市相知町平山下字麦野五一 四番四地先まで	後	
	唐津市相知町平山下字五郎谷一 四一四番地から 唐津市相知町平山下字麦野五一 四番四地先まで	前	
		幅員	
		延長	
		メートル	メートル
		六〇・〇	三二一・〇
		七・五	一四・五
		一四・五	六・〇

●佐賀県告示第二百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年五月六日から平成十七年六月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成十七年五月六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 伊万里畑川内蔵木線	唐津市相知町平山下字五郎谷一四一四番地から 唐津市相知町平山下字麦野五一四番四地先まで	平成一七・五・六

◎佐賀県告示第二百七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年五月六日から平成十七年六月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成十七年五月六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 平山相知線	唐津市相知町平山下字麦野五四三番一地区から唐津市相知町平山下字麦野五三二番一地区まで	平成一七・五・六

○ 公 告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

平成17年5月6日

佐賀県知事 古川 康

- 1 作業種類 基本測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成17年5月20日から12月20日まで
- 3 作業地域 多久市、伊万里市及び三養基郡みやき町

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

平成17年5月6日

佐賀県知事 古川 康

- 1 作業種類 基本測量(福岡県西方沖地震現地緊急測量調査(三角点の改測

等)作業)

- 2 作業期間 平成17年4月12日から8月31日まで
- 3 作業地域 神埼郡三瀬村

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。
平成17年5月6日

平成17年5月6日

佐賀県知事 古川 康

- 1 都市計画事業の種類及び名称

伊万里都市計画用途地域

- 2 縦覧場所

佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。
平成17年5月6日

平成17年5月6日

佐賀県知事 古川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小城市牛津町大字乙柳字下籠五角1027番1から1027番3まで、1028番1から1028番3まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小城市三日月町大字久米1699番1
株式会社ジェイエイやすらぎ会館

株式会社ジェイエイやすらぎ会館

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為

に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成17年5月6日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
杵島郡白石町大字遠江字一本松25番及び26番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
杵島郡白石町大字遠江183番地1
白石地区農業協同組合

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、重ノ木土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成17年5月6日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	青木 幸平	鹿島市大字重ノ木甲1626番地	平成17年3月31日退任
"	川原喜代巳	" 甲2348番地1	"
"	杉光萬壽男	" 乙1730番地	"
"	中橋 茂治	" 乙1642番地2	"
"	森田伊久大	" 乙2764番地	"
"	谷口 哲郎	" 大字納富分2391番地	"
監事	田代 清吾	" 大字重ノ木甲492番地	"
"	中原 廣治	" 乙1005番地	"
"	藤家 庄一	" 乙2766番地	"
理事	青木 幸平	" 甲1626番地	平成17年4月1日就任
"	川原喜代巳	" 甲2348番地1	"
"	杉光萬壽男	" 乙1730番地	"

"	中橋 茂治	" 乙1642番地2	"
"	森田伊久大	" 乙2764番地	"
"	谷口 博和	" 大字納富分2527番地	"
監事	田代 清吾	" 大字重ノ木甲492番地	"
"	中原 廣治	" 乙1005番地	"
"	藤家 庄一	" 乙2766番地	"

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鹿島西部土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成17年5月6日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	香田 富夫	鹿島市大字三河内乙54番地3	平成17年3月31日退任
"	光武 博	" 乙1697番地口	"
"	井上 淳	" 乙1603番地	"
"	山下 俊秀	" 丙2641番地	"
"	栗山 富夫	" 大字山浦乙182番地4	"
"	白仁田 進	" 乙1172番地	"
"	中村 宗典	" 丙381番地1	"
"	松浦 敏行	" 甲1123番地	"
"	山口 勝利	" 甲1331番地2	"
"	田崎 守吉	" 甲2146番地の2	"
"	木下 養吉	" 大字納富分412番地	"
"	乘田 康宏	" 古枝甲411番地の3	"
"	並木熊次郎	" 甲1118番地	"
"	松本 安雄	" 甲1121番地	"

田代 晴康	乙1317番地	
小野原勝弘	乙3011番地イ	
熊谷 保朗	大字三河内乙1256番地	
松尾寅二郎	大字山浦甲1767番地	
梶山 博正	古枝甲736番地	
三原 輝次	大字音成丁520番地イ	
田中 博之	大字三河内乙333番地	平成17年4月1日就任
山口 康治	乙1078番地1	
井上 淳	乙1603番地	
山下 俊秀	丙2641番地	
中村 巧	大字山浦乙205番地	
白仁田 進	乙1172番地	
中村 宗典	丙381番地イ	
村田 秋雄	甲4番地	
山口 勝利	甲1331番地2	
田中 茂春	甲2063番地5	
山田 利夫	大字高津原1953番地1	
乗田 末春	古枝甲937番地3	
鶴田 嘉雄	甲2392番地	
松本 安雄	甲1121番地	
中村 龍一	乙1480番地3	
山口 忠昭	乙3362番地	
熊谷 保朗	大字三河内乙1256番地	
高田 靖幸	大字山浦甲297番地	
日高 仁士	古枝甲2351番地	
重松 健次	大字音成丁328番地	

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、神埼町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成17年5月6日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏 名	住 所	就退任年月日
理事	田原 英征	神埼郡神埼町大字竹982番地	平成17年3月1日退任
〃	松本 茂幸	大字本堀936番地の2	平成17年3月29日就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、千代田町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成17年5月6日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏 名	住 所	就退任年月日
理事	中村 正行	神埼郡千代田町大字餘江255番地1	平成17年2月28日退任
〃	實松 清典	大字柳島918番地	平成17年3月30日就任

七山村長 江口 利安から協議のあった七山村営土地改良事業（ため池等整備 用排水施設整備）林の上地区の施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定したので、同条第6項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議を申し出ることができます。異議申出書は、平成17年6月20日までに佐賀県唐津農林事務所（郵便番号 847-0056 唐津市坊主町433番地1）に提出してください。

平成17年5月6日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類

七山村宮土地改良事業(ため池等整備 用排水施設整備)林の上地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年5月9日から平成17年6月3日まで

3 縦覧の場所

七山村役場

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年五月六日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷